

県下の交通事故 (5月末現在)

区分	事故件数	死者	傷者
45年	2,404件	70人	3,404人
46年	2,433	107	3,446
比較	増 29件 (+1.2%)	増 37人 (+52.9%)	増 42人 (+1.2%)



第18号

発行所
甲府市丸の内一丁目6-1
財団法人山梨県交通安全協会
TEL 甲府 (0552) (35) 2121 内線328

山梨県交通安全母の会 連合会結成される

百十五団体、六万人を結集

二月十八日午後一時から、甲府市内明治生命ビルホールにおいて、山梨県交通安全母の会連合会が結成されました。
初代会長には、長坂警察署管内交通安全母の会々長の浅川くまのさんが選ばれ、会則、役員、宣言等を決定して、力強く第一歩を踏み出しました。

飲酒運転事故の多発、子どもと老人の交通事故の増加等は、交通安全に対する家庭の在り方に大きな問題があると言われるとき、家庭における安全管理者ともいべき婦人の、交通安全意識の向上はきわめて重要なことと考えます。こうしたことを考えますとき、母の会連合会の結成の意義は大きく、その発展には大きな期待が寄せられております。

なお、この大会には、山梨県公安委員長名執一氏、山梨県警察本部長齋藤新平氏、山梨県交通安全協会会長中村太郎氏が出席して祝辞を述べられたほか、東京交通安全母の会の吉川政枝会長がわざわざ出席されました。

- 役員**
- 会長 浅川 くまの (長坂警察署管内交通安全母の会連合会)
 - 副会長 長谷川 けさ (南甲府警察署管内交通安全母の会連合会)
 - 理事 奥野 繁子 (市川警察署管内交通安全母の会々長)



浅川会長就任のあいさつ



東京交通安全母の会吉川会長の祝辞

手塚 花子 (日下部交通安全母の会々長)

- 理事**
- 須田 君子 (南部交通安全母の会連合会)
 - 遠藤 喜代子 (増穂交通安全母の会々長)
 - 米 千代子 (増穂交通安全母の会々長)
 - 井上 美 (双葉交通安全母の会々長)
 - 野中 まさ美 (小笠原交通安全母の会々長)
 - 野川 容詞子 (春日地区交通安全母の会々長)
 - 久野 泰子 (上野原地区交通安全母の会連合会)
 - 富士吉田市交通安全母の会連合会

叙勲・表彰



叙勲に輝く

望月副会長
一勲五等瑞宝章を
山梨県交通安全協会副会長(甲府交通安全協会)望月健一氏は、このたび交通安全運動の功績により、勲五等瑞宝章を授与されました。

表彰

四月二十七日、東京の半蔵門会館において、関東管区交通安全協会連合会の表彰式が行われました。本県関係の受賞者は、
● 関東管区警察局長 関東管区交通安全協会連合会 連名表彰
● 優良団体 南甲府交通安全協会 交通功労者 小田切 彰
● (南甲府交通安全協会) 尾 沢 磯雄 (石和安協会長)

経過報告

東八代郡交通安全母の会々長 光子
上東交通安全母の会々長 満枝
小 西 桂樹 (西桂町交通安全母の会々長)
小 泉 好子 (七保町交通安全母の会々長)
河 西 ひさえ (田富交通安全母の会々長)

宣言

最近、国や県の交通安全対策が軌道に乗り、道路の整備と交通安全施設の充実が急速に進み、特に、横断歩道橋の設置や通学路の整備等は、子どもの交通事故防止に多大の成果をもたらしています。
しかし、国や県のこのような施策にもかかわらず、モータリゼーションの急激な進展によって、交通事故はますます悪化し、昨年の交通事故による被害者は、全国で死者一六、七六五人、負傷者九七七、四八二人の多きに達し、あれほど国民の誰もが交通安全をこいねがいながら、またしても史上最悪の記録を更新してしまいました。
まして、残念なことであります。そして、今ほど国民のひとりひとりに、「交通事故を防ぐにはどうしたらよいか」という切実な命題が問われているときはありません。交通安全の下の私たちが、このような激しい交通事情の下にあって、突然襲いかかる交通事故の悲惨さを思うとき、これを巴むを得ぬ公害の一つとして傍観するようなことは絶対にできません。

自動車は、私たちの夫や子どもが運転しているものであるだけに、事故防止もまた不可能ではありません。今こそ私たち母親は、それぞれの家庭における交通安全管理者として、交通安全に対するしつけを強化して、子どもの交通事故の防止を固めなければならないことを痛感し、ここに次のことの実践を誓います。
一、家族の交通安全は母の手を守る。の自覚を堅持すること。
二、母親自身が交通のルールやマナーを確実に身に付け、これを必ず実践すること。
三、家庭の交通安全管理者として、家族全体の交通安全防止に配慮すること。
四、立派な交通安全人としての未来像をめざして、子どもへのしつけを行なうこと。
五、交通安全の組織的な活動を行なうため、さきに、交通安全母の会の結成を促進するとともに、互に協力して効果的な活動を展開すること。
右宣言します。
昭和四十六年二月十八日
山梨県交通安全母の会連合会

山梨県交通安全母の会連合会会則

第一章 総則

第一条 本会は、山梨県交通安全母の会連合会と称する。

第二条 本会は、事務所を甲府市丸の内一丁目六番一号財団法人山梨県交通安全協会内に置く。

第三条 本会は、会員の交通安全に対する知識を高め、会員ひとりひとりが家庭の主婦として、先ず家庭内における交通安全の推進者となることと、会員相互の協力により、交通安全思想の普及と、交通道徳の高揚に努め、交通事故の防止に寄与することを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(一) 家庭における交通安全教育の推進

(二) 交通安全についての調査、研究および講習会等の開催

(三) 子どもと老人を交通事故から守る運動の推進

(四) 飲酒運転の防止

(五) 各機関、団体の行なう交通安全運動への積極的な参加と協力

(六) 交通安全思想の普及と高揚をはかるための広報活動

第二章 役員

(七) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条 本会は、次の者を役員とする。

(一) 普通会員
県下各警察署単位に結成されている交通安全母の会、但し、警察署単位の交通安全母の会が結成されていない地域については、個々の交通安全母の会(名称の如何に拘らずこれに準ずる組織を含む)。

(二) 特別会員
本会の目的に賛同し、年額一〇、〇〇〇円以上を拠出した団体又は個人で、理事会が承認した者。

第六条 普通会員は、評議員会で決定した額の会費を毎年納入するものとする。

第三章 役員

(種別および選任)

第七条 本会に、次の役員を置く。

会長 一名
副会長 二名以内(会長、副会長を含む)以内
理事 若干名
監事 二名
評議員 若干名
会長、副会長は理事の(二面へつづく)

県安協の定期総会開く

事業計画などきまる

山梨県交通安全協会では、三月十日に予算のための総会を、また、五月二十五日には決算のための総会を開催しました。総会には、正副会長をはじめ理事、監事、評議員等が出席し、事業計画、予算、事業報告、決算等の審議をし、いずれも原案どおり決定いたしました。

昭和四十五年度事業報告

昭和四十五年度事業計画に基づき事業を推進してまいりましたが、役員各位をはじめ各会員、関係機関、団体等の理解あるご協力により、所期の成果を収めることができました。

ここに事業のあらましを報告いたします。

四月一日～四月三十日、新入児童を交通安全から守る運動実施、腕章一万本、ちらし一万枚配付。

四月二十日、横断旗二、五〇〇本配付。

四月六日～四月十五日、春の全国交通安全運動実施、黄色い羽根十萬本、ポスター一、七五六枚、小型ポスター九、〇〇〇枚、ステッカー一萬枚、マッチ一萬個配付。

四月十八日、会計監査（小沢、中込両監事）。

四月二十四日、関東管区交通安全協会連合会表彰式、団体都道府安協、個人飯塚正巳山梨安協会長受賞。

五月十八日、定期総会（役員改選）。

五月十八日、県警本部の委託による運転免許更新講習開始。

六月十九日、自転車の安全な乗り方指導者講習会に、東京へ十八名派遣。

六月二十九日、自転車の安全な乗り方コンテストの実施要領説明会開催。

七月十五日、機関紙第十五号十部発行。

七月十九日、自転車の安全な乗り方コンテスト県大会開催。

七月二十一日～八月三十一日、夏季交通事故防止運動実施。

八月五日、自転車の安全な乗り方コンテスト関東大会に出場（伊勢小、柳形北小）。

九月八日、第四回交通安全

写真コンテスト応募作品審査会。

九月十四日、第四回交通安全写真コンテスト表彰式。

九月十六日～十七日、交通安全教育指導員講習会に二名派遣。

九月十六日、理事会開催。

九月三十日、機関紙第十六号十部発行。

十月六日～十五日、秋の全国交通安全運動実施、腕章一萬七、〇〇〇枚、ステッカー一、七〇〇枚、リフレット一、〇〇〇枚、横断旗三、〇〇〇本、展示写真三、〇〇〇組配付。

十月十二日～十三日、交通安全教育指導員講習会に五名派遣。

十月十四日、交通安全母の会代表者会議を開催。

十月二十六日、第十二回県中学生交通安全弁論大会を開催。

十一月一日、自転車道整備法制記念会に参加。

十一月五日、交通安全功労者、優良運転者表彰式、団体二、九二九名、個人二、二六二名。

十一月十三日～十四日、役員研修旅行。

十一月二十一日、交通安全母の会全国組織結成準備大会に四名派遣。

十二月十一日、交通安全県民会に参加。

十二月十七日、山梨県交通安全母の会設立準備会開催。

十二月二十日、機関紙第十七号十部発行。

十二月二十一日～一月十五日、日年末年始の交通事故防止運動実施。

一月八日、交通安全祈願祭。

一月八日、理事、評議員合同会議。

一月十九日～二十日、交通安全全国民総ぐるみ運動中

〇〇本配付。

年間、県公安委員会の委託による行政処分者講習実施、毎週三回、五、三二八人。

年間、警察本部の委託による運転免許更新講習実施、毎日、三四、四二四人。

年間、甲府保護観察所の委託による交通違反少年の補導講習実施、毎月一回、七回、（備付一〇〇本）。

年間、交通PR誌「人と車」配付、毎月一五〇部。

年間、映画購入一〇本。

年間、映画購入一〇本。

年間、交通安全の知識、追突防止篇、毎月一冊、次は貴方かも知れない。

安全教室。

おとうさんをかえって。

怒りやんのお父ちゃん。

おちちゃん。

第三の被害者。

コロとピョン太の事情観察。

三月十八日、横断旗三、〇〇〇本。



ヒヤッとしたあの一瞬を忘れるな (藤網友一氏撮影)

昭和四十六年度事業計画

県民の交通安全に対する関心と理解を高め、交通事故を防止するため、つきぎの事業を重点的に行なう。

一、交通安全運動の実施。夏及び年末年始の交通安全運動、飲酒運転防止運動等を積極的に行なう。

二、交通安全功労者等の表彰。交通安全功労者、優良運転者、優良地域（職業）団体及び優良学校（交通自治会等）の表彰。

三、交通安全活動に協力した個人又は団体に對する感謝状の贈呈。

四、自転車の安全な乗り方教室及びコンテストの開催。

五、中学生を対象として、自転車の安全な乗り方を指導するため、次の方法によりこれを推進する。

ア、中央の指導者講習会に関係者を派遣する。

イ、県内における指導者講習会を開催する。

ウ、動く交通安全の活用、フィルム、スライドの貸出し、指導者用パンフレットの無償配付を行なう。

エ、県予選を兼ねてコンテスト大会を開催し、代表二チームを関東地区大会に派遣する。

五、交通安全に対する啓発宣伝。

ア、広報器材の整備と活用。

イ、全日交協推薦のフィルム等を購入し、各種機関、団体等の要請に応じて貸出しを行なうほか、映画、録音、放送等の器材を整備する。

ウ、広報資料の作成配付。

エ、ポスター、壁新聞、ちらし、リフレット等の資料を作成配付し、道交法の周知徹底と、交通安全思想の普及高揚につとめる。

五、交通安全スローガンの普及。

六、交通安全年間スローガン普及のため、看板を配付する。

七、交通PR誌「人と車」を毎月一五〇部配付する。

八、交通安全写真コンテスト及び写真展の開催。

九、第五回交通安全写真コンテストを行ない、さらば複製して交通安全写真展を開催する。

十、電波利用による啓発

六、交通安全に対する啓発宣伝。

ア、NHK、山梨放送、テレビ山梨等の協力を得て、交通安全、交通安全等の番組を編成するほか、交通安全資料の提供、スポット放送等を行なう。

七、機関紙の発行。「やまなし安協ニュース」を一回十部、年五回、計五十部発行する。

八、運転免許更新講習の実施。

九、警察本部の委託により、運転免許更新者に対する講習を毎日行なう。（年間五万人の予定）

十、運転免許停止処分者に対する講習。

十一、県公安委員会の委託により、運転免許停止処分者の交通安全学校において行なう。（年間五、〇〇〇人の予定）

十二、交通違反少年の補導講習実施。

十三、甲府保護観察所の委託により、交通違反のため保護処分となった少年に對し、毎月一回講習を行なう。

十四、交通安全弁論大会の開催。

十五、交通安全母の会の組織化をはかることに、これを指導育成し、その活動の活性化を促進する。

十六、ヘルメットをかぶる運動の推進。

十七、二輪車による死亡事故を防止するため、ヘルメットをかぶる運動を推進する。

十八、アイデア募集。

十九、県警と協力し、交通安全に対するアイデアを広く県民から募集し、衆知を集めて交通安全対策を推進する。

二十、調査研究等。

二十一、交通安全に対する各種調査研究及び役員研修を行なう。

二十二、協力及び助成。

二十三、他の機関、団体の行なう交通安全活動に對し、協力、助成を行なう。

二十四、山梨自動車学校の経営を行なう。



互選により選任する。

三、理事および監事は、評議員の中から評議員会において選任する。

四、評議員は、本会の評議員として各警察署単位の交通安全母の会から選出された者および特別会員とする。

五、警察署単位の交通安全母の会の結成されていない地域においては、その警察署管内の交通安全母の会が協議して選出した者を評議員とする。

六、評議員選出の定数は、各警察署管内に三名（甲府警察署管内は五名、南甲府警察署管内は四名）とする。

七、この定数は、各警察署管内の交通安全母の会のうち、結成数の特に少ない地域については、評議員会において減員することができるものとす。

八、（職務）

第九、会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

第十、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第十一、理事は、評議員会の議決に基づいて、会務を執行する。

第十二、評議員は、本会の重要な会務について議決する。

第十三、監事は、民法第五十九条に規定する職務を行なう。

第十四、役員は、本会が定めた任期とする。

第十五、役員は、前任期の残任期間とする。

第十六、補欠により就任した役員は、前任期の残任期間とする。

第十七、一定の役職を条件として就任した役員は、その役職の在任期間をもって任期とする。

第十八、役員は、任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なわなければならない。

第十九、（顧問および参事）

第二十、本会に顧問および参事を置くことができる。

第二十一、顧問および参事は、理事の同意を得て会長が委嘱する。

第二十二、顧問および参事は、協議し出席して意見を述べることが出来る。

議事録を作成しなければならない。

（二）開会の日時および場所。

（三）理事、評議員の現任者。

（四）会議に出席した理事、評議員の氏名（書面表決者および表決委任を含む）。

（五）議事の経過、要領および発言者の発言要旨。

二、議事録には、議長が署名押印しなければならない。

第五章 資産および会計

（一）資産の構成。

（二）このものをもちて構成する。

（三）補助金。

（四）寄附金。

（五）資産から生ずる収入。

（六）事業に伴う収入。

（七）その他の管理。

（八）第二十一条 本会の資産は、理事が定める方法により、会長が管理する。

（九）（経費の支弁）

（十）第二十二條 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（十一）（会計年度）

（十二）第二十三條 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六章 雑則

（一）（委任）

（二）第二十四條 この会則に規定するもののほか、本会が業務を執行するために必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

（三）（会則の変更）

（四）第二十五條 この会則は、理事会および評議員会において、出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

（五）（附則）

（六）第二十六條 昭和四十六年三月三十一日以前に開始した事業は、この会則の規定にかかわらず、別表のとおりとする。

第四章 会 議

（一）（種別）

（二）第一條 会議は理事会および評議員会とする。

（三）（権限）

（四）第二條 評議員会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

（一）事業計画および予算。

（二）事業報告および決算。

（三）その他本会の運営に関する重要な事項。

（四）理事は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

（一）評議員会に付議すべき事項。

（二）評議員会の議決した事項の執行に関する事項。

（三）その他評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（五）（招集）

（六）第十三條 会議は会長が招集する。

（七）（開催）

（八）第十四條 評議員会は毎年一回開催する。

（九）臨時評議員会は、会長が必要と認めるとき、又は若しくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

（十）（理事）

（十一）第十五條 会長が必要と認めるとき随時開催する。

（十二）（議長）

（十三）第十五條 理事会および評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

（十四）（定数）

（十五）第十六條 会議は、これを構成する者の半数以上の出席がなければ開催することができない。

（十六）第十七條 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（十七）第十八條 やむを得ない理由のため出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として出席させることができる。

（十八）この場合前二條の規定の適用については、（議事録）

（十九）第十九條 会議については、次の事項を記載した

趣旨

交通安全の啓蒙指導を通じて、交通安全問題に対する関心と理解を高めると

第4回交通安全写真コンテスト募集要綱

締切は8月31日



第三回コンテスト 磯部寛氏撮影

あぶないあぶない ひょっこりとび出し うっかりおうだん

もに、この写真を用いて展示会を開催するほか、ポスターの作成、機関紙掲載等の方法により、交

交通安全に対する啓蒙指導に資するため。応募資格 制限なし。

第一部 一般的に交通の場面を撮影したもの(道路交通の状況、交通指導取締り、よい交通、悪い交通、交通施設、交通安全教育、交通安全運動等の状況を撮影したもの)。

第二部 交通事故現場の状況を撮影したもの(極端に悲惨な事故現場のスナップは除く)。

印刷 第一部、第二部とも、白黒およびカラープリント。

サイズ 白黒、カラーとも、キヤピネ以上四つ切りまで。

締切 昭和四十六年八月三十一日(当日消印有効)。

送り先 甲府市丸の内一丁目六一 一県警交通安全課内財団法人山梨県交通安全協会(〒400、TEL05

五二一三五―二二二内線三三八)。

発 昭和四十六年九月中旬。

審査員 主催者、後援者の各関係委員および主催者の委嘱する写真専門家。

賞 第一部 最優秀賞(白黒、カラーを通じて)一名 山梨県交通安全協会 長賞状

賞金二万円 金賞(カラー)二名 賞金五千円

銀賞(カラー)二名 賞金三千円 銅賞(カラー)二名 賞金二千円

佳作(カラー)若干名 賞金千円 選外記念品全員

第二部 第一部に同じ。 応募規定 (一) 応募作品は未発表のもの、他に発表予定のないものに限りま

交通安全への浄財 交通事故防止のために、当協会へつぎのとおり寄付されました。

一、山梨県信用組合協会交通安全映画「あの空の彼方に」一本、価格十万円。

山梨県信用組合協会では、このほか横断旗の配付を計画中であります。

職業 口 氏名 二年令 第一部、第二部の別

別 題名(事故写真については、事故の原因も) 撮影年月日

ト 写真技術もたいせつですが、テーマにそつた内容に重点を置いてください。

主催 財団法人山梨県交通安全協会 後援 山梨県警察本部 山梨県社会部記者会 山梨県交通安全母の会連合会

死者を激減 させて表彰 一 激減警察署

激減警察署管内では、昭和四十四年は、交通事故死が一三件発生したのに、昭和四十五年は五名で、死者は激減しました。

交 関東管区警察局では、交

二、柳町大神宮水代総代高野孫左衛門氏

交通事故防止のために三万円。

三、山梨県自転車軽自動車商工業協同組合(理事長寺田誠夫氏)

自乗車の安全な乗り方教室のために三万円。

四、大東京火災海上保険株式会社 横断旗二〇〇本

五、共栄マル他会 交通事故防止にと九、六

このたび、つぎの映画を購入しました。

新規購入 映画の紹介

「カーコミュニケーション」一、追越しの視覚を中心に

十六ミリ、カラー、二十四分、運転者向。

この期間中、南部警察署管内は無事故という輝かしい成果を取めたので、このたび南部警察署は、警察本部長から表彰されました。

原動機付自転車や、自動二輪車も必ず自動車損害賠償責任保険に加入し

ましょう。加入しないで運転すると処罰されます。

また、万一、加入しないで事故を起こし人を死傷させたら、損害賠償でたいへんなことになりま

す。

追越しをめぐる事故が今日の交通事故のうちの大きな率を占め、追越しが、それによって消費するエネルギーに比べて実効のうすいことも力説されて

いる。しかし、実際の交通流をみると、車両間のスピードの差から過密と過疎の状態が生じ、道路の交通流がぐずり、道路秩序が失なわれるという面もある。

この追越しには、交通法規などに従ったルールがあるが、現実には必ずしもルールブックどおりに運ばないことが多い。

追越しという行為が否定されるか肯定されるかは、交通流の中にひとりひとりのドライバーが、どのような形で参加しているかという関係によって決まる。

それは、追いつく側と追いつかれる側の、ドライバー相互の心理的諒解があるかどうかにあると言えよう。

この映画では、この心理的諒解をカーコミュニケーションと呼んでいる。

そして、追越しという現象を客観的にとらえ、ドライバーの心理、肉体的条件等をふまえたままながらドライバーがあくまで主観性を失わず、全体との協調の中で交通流のルールを守るカーコミュニケーションが、車社会の

基本であることをこの映画は教えている。

「あの空の彼方」 十六ミリ、カラー、三十分、一般、学童向。

交通事故の発生は、車の増加とともにその記録を年々更新しています。

そしてこの交通事故の発生の際には、悲しい運命にさまよう多くの幼い遺児のあることを、忘れてはならないでしょう。

「一度でいいから、お父さんに肩車してもらいたい、手をたないで歩きたい、大きな声で、お父さん、と呼んでみたい、でも、もうみんなできない、だって、ほくのお父さん死んだのだから。」

これは交通事故で父を失った遺児の作文の一部です。

こうした交通事故遺児は、全国で約十万人、重傷後遺症の子を含めると十五万人といわれています。

そして毎日三十人以上の遺児が生まれていると

言われています。この映画は、この子どもたちの訴えを通して、広く人びとに交通事故の防止について呼びかけています。

「お父さんのちっちゃな仏壇」 十六ミリ、カラー、四十分、子ども、婦人、運転者等万人向。

この映画は、交通事故の一冊の絵日記を基に構成されたもので、交通事故で父を失った小学生が、母と二人で暮らす生活を送り、心もずさん

でゆがみ、やがて、交通事故で両親を失った小女と知り合ったことから、世の中には自分以外に、もっと悲しい運命の人もあることに気がつき、心機一転して、明るい、母親をたいせつにする少年に育つてゆくというストーリーで、子どもから老人まで、すべての人びとに、人間のあり方と、い

たわり合うことの尊さを訴えておきます。

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

お父さん 宮野 貢 作曲 清水 吾郎 作詞

道交法を一部改正

12月1日から実施

管理規定を強める 停車車など罰則強化

道路交通法の一部を改正する法律が、このたび第十六十五国会で成立いたしました。今回の改正では、その内容を大きく分けて、交通管理のための規定の整備と、運転者管理のための規定の整備とに分かれています。

○歩行者用道路（歩行者の通行の安全と円滑を図るため、車両の通行が禁止されている道路）では、歩行者は、道路の中央や車道を自由に通行することができ、警察署長の許可を受け、または、あらかじめ禁止されていることとより通行する車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。

○老齢のため歩行が困難な人が、黄色のつえを携えて道路を通行しているときは、運転者は一時停止し、または徐行して、その通行を妨げないようにしなければなりません。（政令の改正が予定されています。）

○停車および駐車
○横断歩道の（手前だけでなく）先方の五メートル以内の場所での停車および指定消火水の標識から五メートル以内の場所での駐車は、禁止されます。道路標識等で認められている場所では、歩道に停車することができます。パーキング・メーターが設けられている場所に駐車するときは、パーキング・メーター

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。路側帯を通行するときは、歩行者は、路側帯を通行してはなりません。路側帯を通行するときは、歩行者は、路側帯を通行してはなりません。路側帯を通行するときは、歩行者は、路側帯を通行してはなりません。

○自動二輪車、二輪の原動機付自転車および二輪の自動車は、歩行者として扱われます。ただし、側車付のものやリヤカーなどをけん引しているものは、除かれます。

○歩行者は、がけなどがある道路の右側端を通行するときは、危険なとき、その他やむを得ないときは、道路の左側端を通行することができます。歩行者は、交差点で道路標識等によって認められていないときは、斜めに道路を横断することができません。

○公共輸送機関の優先の確保
○路線バスなどの優先通行
○歩行者は、道路の左側端を通行するときは、斜めに道路を横断することができません。

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。路側帯を通行するときは、歩行者は、路側帯を通行してはなりません。路側帯を通行するときは、歩行者は、路側帯を通行してはなりません。



第3回コンテスト 磯部寛氏撮影
正しく歩きましょう

騒音・ばい煙出さない 罰則も引き上げ

○騒音・ばい煙出さない
罰則も引き上げ
右側の車両通行帯を追い越し、それ以外の車両通行帯に進入し、自動車を通行することができず、その速度に急ブレーキを危険防止のためやむを得ない場合を除いて、禁止されます。

○追越しの禁止場所
追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。

○追越しの禁止場所
追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。

○追越しの禁止場所
追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。

○追越しの禁止場所
追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。追越しの禁止場所は、追越しの禁止場所です。

この法律は六月二日公布され十二月一日から実施されることになっております。また、運転免許証の更新の際の講習や、運転免許試験の内容の変更などに関する部分は、昭和四十七年四月一日から施行されることになっております。

○歩行者の通行の安全の確保
○歩行者用道路
○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。

○歩行者は、十分な幅員の路側帯（歩道が設けられていない道路の路端寄りの部分で、道路標識によって車道と区別されたもの）がある道路では、その路側帯を通行しなければなりません。

○安全運転管理の強化
○安全運転管理者の処遇
○安全運転管理者の処遇
○安全運転管理者の処遇

○運転免許試験、運転資格など
○法令試験および構造試験に分けて行なわれる
○運転に必要な知識の試験として統合され、試験の免除の制度が、廃止されます。

○運転免許試験、運転資格など
○法令試験および構造試験に分けて行なわれる
○運転に必要な知識の試験として統合され、試験の免除の制度が、廃止されます。